



# 同志社大学体育会自動車部OB・OG会会則

## 第一章 総 則

第1条（名称）本会は同志社大学体育会自動車部OB・OG会と称する。

## 第二章 目的及び事業

第2条（目的）本会は同志社精神に基づき会員相互の親睦と繁栄に寄与を図ることを目的とする。第3条（事業）本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 懇親会，講演会，旅行会の開催。
2. 機関誌の発行と会員名簿の作成。
3. 現役自動車部への有形，無形の協力。
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

## 第三章 所在地

第4条（所在地）本会はその所在地を下記住所地に置き，必要ある場合には他に連絡所を設けることができる。

〒615-8287 京都市西京区松尾万石町10-10 野尻健史 内

同志社大学体育会自動車部OB・OG会

（連絡所・事務局）

〒611-0031 京都府宇治市広野町尖山8-12

同志社大学体育会自動車部OB・OG会 事務局 事務局長 平尾 隆史

TEL：090-3057-7517 FAX：0774-48-3710

## 第四章 会 員

第5条（資格）本会の入会資格は同志社大学体育会自動車部に在籍した者であることとし，その他の場合は会員の推薦を必要とし，役員会の承認を経て入会することができる。

第6条（会費）会費は役員会が特に認めた者のほかは会費を納めなければならない。

第7条（失格）会員の資格は次の理由により失われる。

1. 退会
2. 除名
3. 死亡

第8条（退会）会員が退会しようとする時は書面で届出なければならない。

第9条（除名）本会の名誉を毀損，又は本会の不利な行為があったと認められる会員があるとき総会の決議で除名することができる。

## 第五章 役員及び評議員

第10条（役員）1. 本会に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
  - 2) 副会長 若干名
  - 3) 理事 若干名
2. 同志社スポーツユニオン担当役員を置く。
3. 役員会を補佐するものとして次の幹事を置く。

- 1) 学年幹事 各卒業年度1～2名

第11条（役員の実選）会長は総会で選考しその任期は2ヶ年とする。

但し再選は妨げない。副会長，理事は会長がこれを委嘱し総会の承認を得るものとする。

## 第12条 (役員の仕事)

1. 会長は本会を代表し総会及び役員会の議長となるほか本会の事務を統括する。
2. 会長事故あるときは役員会の決議をもってその代行者を定める。
3. 学年幹事は役員会の決議に従い事務（連絡等）の補佐をする。

## 第13条 (評議員及び顧問) 本会に評議員及び顧問を若干名おき任期は特に定めない。

1. 評議員は永年本会活動に功績のあった会員の中からこれを選出し、評議員は互選で評議員会会長を選出し、評議員会を組織して役員会の諮問に応じる。
2. 顧問は同志社大学体育会自動車部部長に委嘱する。ほかに必要あるときは総会を得ておくことができる。顧問は会長の要請により役員会及び総会に出席し意見を述べ助言を与えることができる。但し決議に参加することはできない。

## 第六章 集 会

### 第14条 (総会) 総会これを定時総会と臨時総会とする。

1. 定時総会は年1回これを開催し、本運営経過の報告及びその他諸事項を検討し、併せて会員相互の親睦を図るものとする。
2. 臨時総会は会員の要請または役員会で必要と認めたる時、会長これを招集する。

### 第15条 (役員会) 役員会は必要に応じて会長これを招集し、問題の討議にあたる。

### 第16条 (決議) 総会の決議は出席会員の過半数の賛成をもって成立する。

但し賛否同数の場合は議長の決するところによる。

役員会は役員の半数以上の出席をもって成立しその決議は前項と同様とする。

## 第七章 会 計

### 第17条 (会計) 本会の会計は会費、寄付金、その他収入によって賄い、管理は担当副会長に委ねるものとする。

### 第18条 (会費) 1. 本会の会費は1人年額5,000円とする（1口）

2. 本会会費の支払いは、原則として年度毎の支払とする。但し、前納をを妨げない。
3. 80歳以上は、会費免除とする。

### 第19条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月末日とする。

## 第八章 附 則

### 第20条 (細則) 本会の施工にあたり必要な細則は役員会により定めるものとする。

### 第21条 (会則の変更) 本会則の変更は総会の決議によらなければならない。

### 第22条 (設立年月日) 本会の設立年月日は 昭和27年11月 1日 とする

### 第23条 (効力) 本会則は平成5年9月18日より発効する。

平成25年10月12日 一部改正

平成29年11月18日 一部改正

令和 元年12月 7日 一部改正

同志社大学体育会自動車部OB・OG会